

(別紙1) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者

提供先	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条で定めるもの	市長村長	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第四条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第七条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第九条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

6	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第十三条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第十五条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第十七条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二十二条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第三十条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

11	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第三十九条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第四十一条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
13	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
14	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
15	日本私立学校振興・共済事業団	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十九条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

16	厚生労働大臣又は 共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
17	文部科学大臣又は 都道府県教育委員会	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十一条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十五条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
19	国家公務員共済組合	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十七条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合連合会	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十八条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

21	市町村長又は国民健康保険組合	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第七十一条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
22	厚生労働大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第七十五条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第七十七条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第七十八条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第八十三条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

26	地方公務員共済組合	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第八十五条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第八十六条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第八十八条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第八十九条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第九十三条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

31	都道府県知事等	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第九十四条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第九十八条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
33	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百八条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百十条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣	住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百十二条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

36	厚生労働大臣	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第百十四条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	後期高齢者医療広域連合	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第百十七条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	厚生労働大臣	住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百二十条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百二十六条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百三十一条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

41	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九條第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第三百三十二條で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって番号法第十九條第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第三百三十四條で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事	住民票関係情報であって番号法第十九條第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第三百三十八條で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九條第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第三百三十九條で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九條第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第四百四十條で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

46	独立行政法人日本 学生支援機構	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第四百四十三条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	厚生労働大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第四百四十四条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は 市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第四百四十六条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五百一条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五百十二条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

51	部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百五十三条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
52	厚生労働大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百五十四条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百五十七条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	厚生労働大臣	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百五十八条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
55	都道府県知事	地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十条で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

56	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。））</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条で定めるもの</p>	<p>市長村長</p>	<p>住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p>
----	--	--	-------------	------------------------------

57	<p>地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十五条で定めるもの</p>	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
58	都道府県知事	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十六条で定めるもの</p>	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
59	都道府県知事	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十七条で定めるもの</p>	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十八条で定めるもの</p>	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの